

令和 7 年度

工 事 設 計 仕 様 書

1 工 事 名 街路樹維持管理業務委託（その3）

2 工事箇所 富士見市水谷1丁目地内外 市道第5130号線外4路線

工事大要

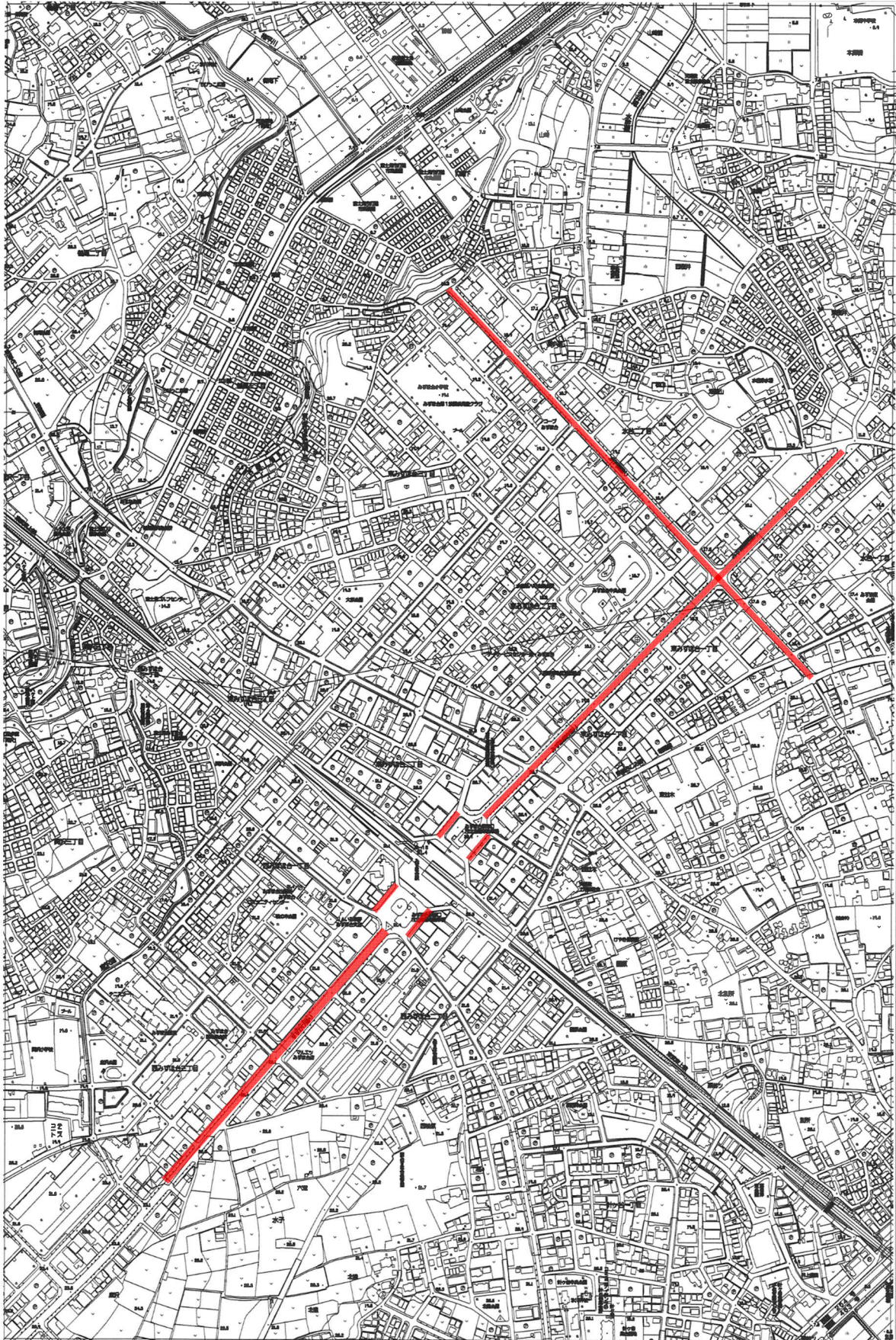
変更工事 の 大 要	
工 事 の 大 要	高木剪定（トウカエデ） 幹周 60cm以上 90cm未満 108本 高木剪定（イチョウ） 幹周 60cm以上 90cm未満 155本 高木剪定（ケヤキ） 幹周 90cm以上120cm未満 14本 高木剪定（プラタナス） 幹周 60cm以上 90cm未満 70本 処分工 1式

富 士 見 市

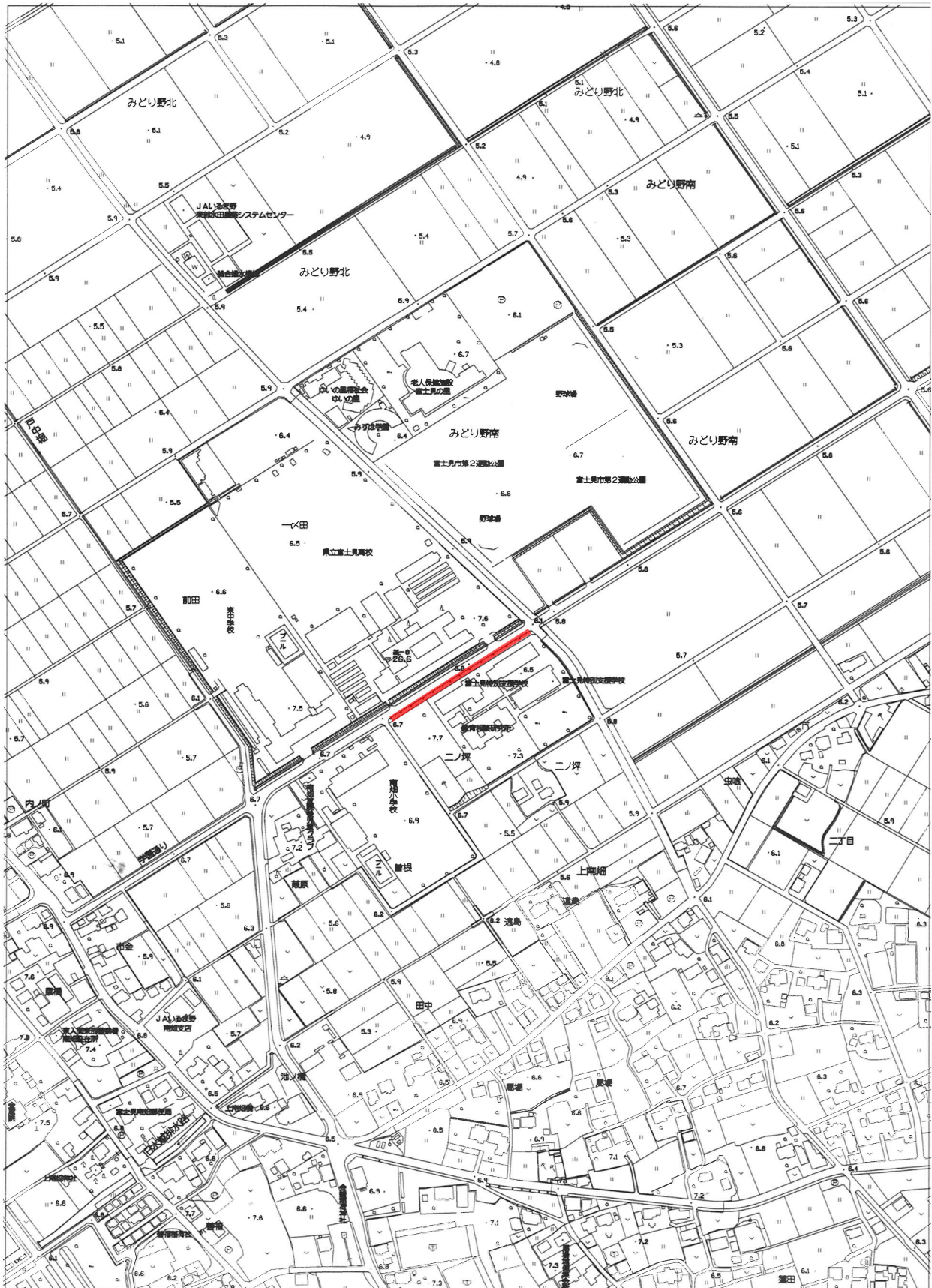
積 算 情 報 書

工 事 名	令和 7 年度 街路樹維持管理業務委託（その3）
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	公共 令和06年度
工 種 区 分	道路維持工事
単 価 適 用 年 月 日	令和07年06月01日付 公共
単 価 地 区	県南(川越県土整備)
機 損 適 用 年 月 日	令和06年10月以降適用
歩 掛 適 用 年 月 日	令和06年10月 公共
備 考	施工地域：補正無し 交通誘導員：2名／日で計上

案内図(1/2)



案内図(2/2)



本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
道路維持工事01	1	式			
高木剪定（トウカエデ） 幹周60cm以上90cm未満	108	本			代 1 号
高木剪定（イチヨウ） 幹周60cm以上90cm未満	155	本			代 2 号
高木剪定（ケヤキ） 幹周90cm以上120cm未満	14	本			代 3 号
高木剪定（プラタナス） 幹周60cm以上90cm未満	70	本			代 4 号
処分費 枝葉	21.47	t			処:
交通誘導警備員 B	20	人日			代 5 号
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
工事価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

第 1 号 代価表

高木剪定（トウカエデ） 幹周60cm以上90cm未満

10 本 当 り

[illegible]

第 2 号 代価表

高木剪定（イチョウ） 幹周60cm以上90cm未満

10 本 当 り

[illegible]

第 3 号 代価表

高木剪定（ケヤキ） 幹周90cm以上120cm未満

10 本 当 り

[illegible]

第 4 号 代価表

高木剪定（プラタナス） 幹周60cm以上90cm未満

10 本 当 り

[illegible]

第 5 号 代価表

交通誘導警備員 B

1 人日 当り

[illegible]

第 6 号 代価表

高木せん定 冬期 周60～90cm未満 施工規模50本以上
(時間制約無 夜間作業無，標準(歩道及び交通島))

1 本 当 り

[illegible]

第 7 号 代価表

高木せん定 冬期 周90～120cm未満 施工規模50本以上
(時間制約無 夜間作業無，標準(歩道及び交通島))

1 本 当 り

[illegible]

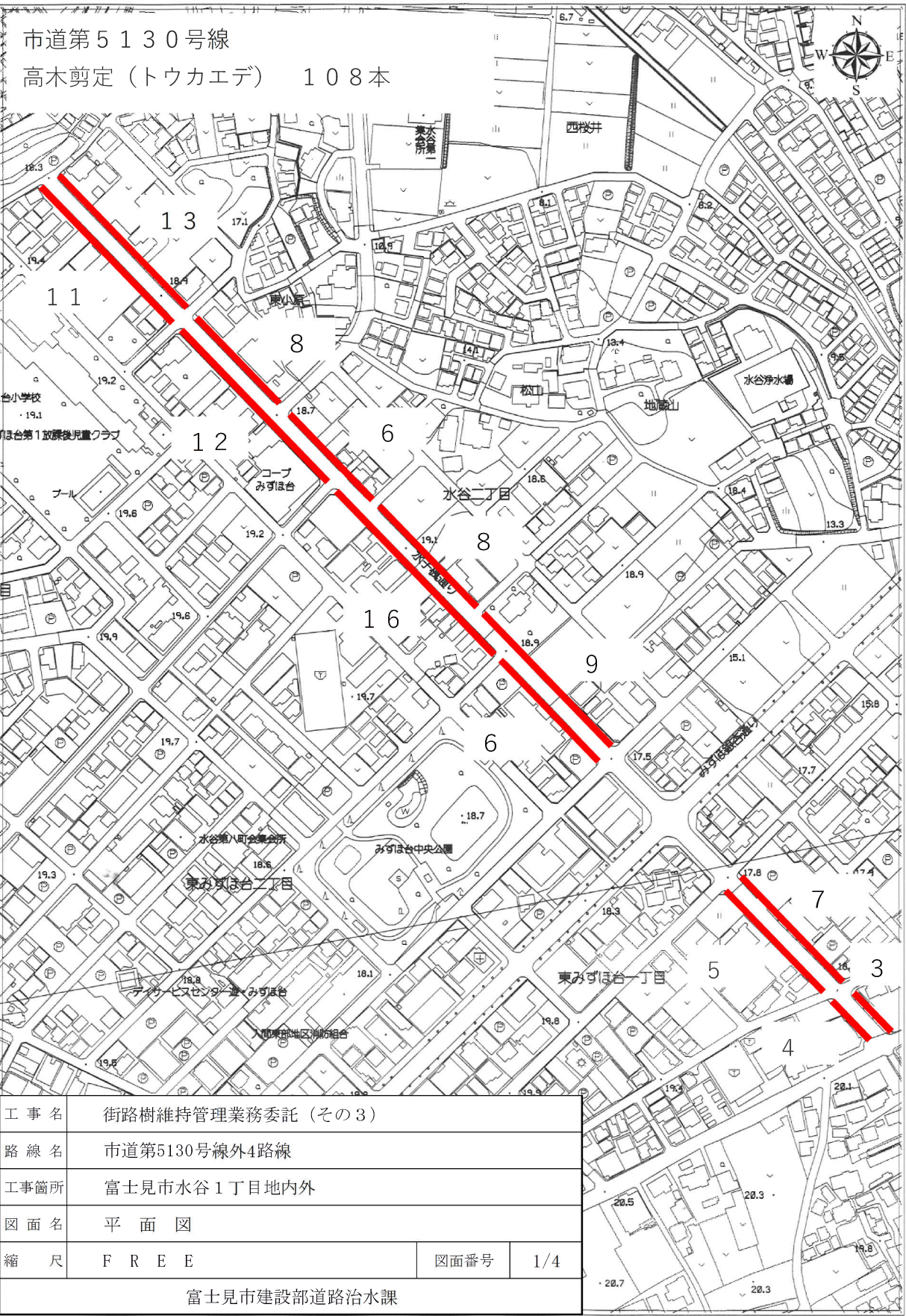
【 調 書 】

件名 街路樹維持管理業務委託(その3)

委託場所 富士見市水谷1丁目地内外 市道第5130号線外4路線

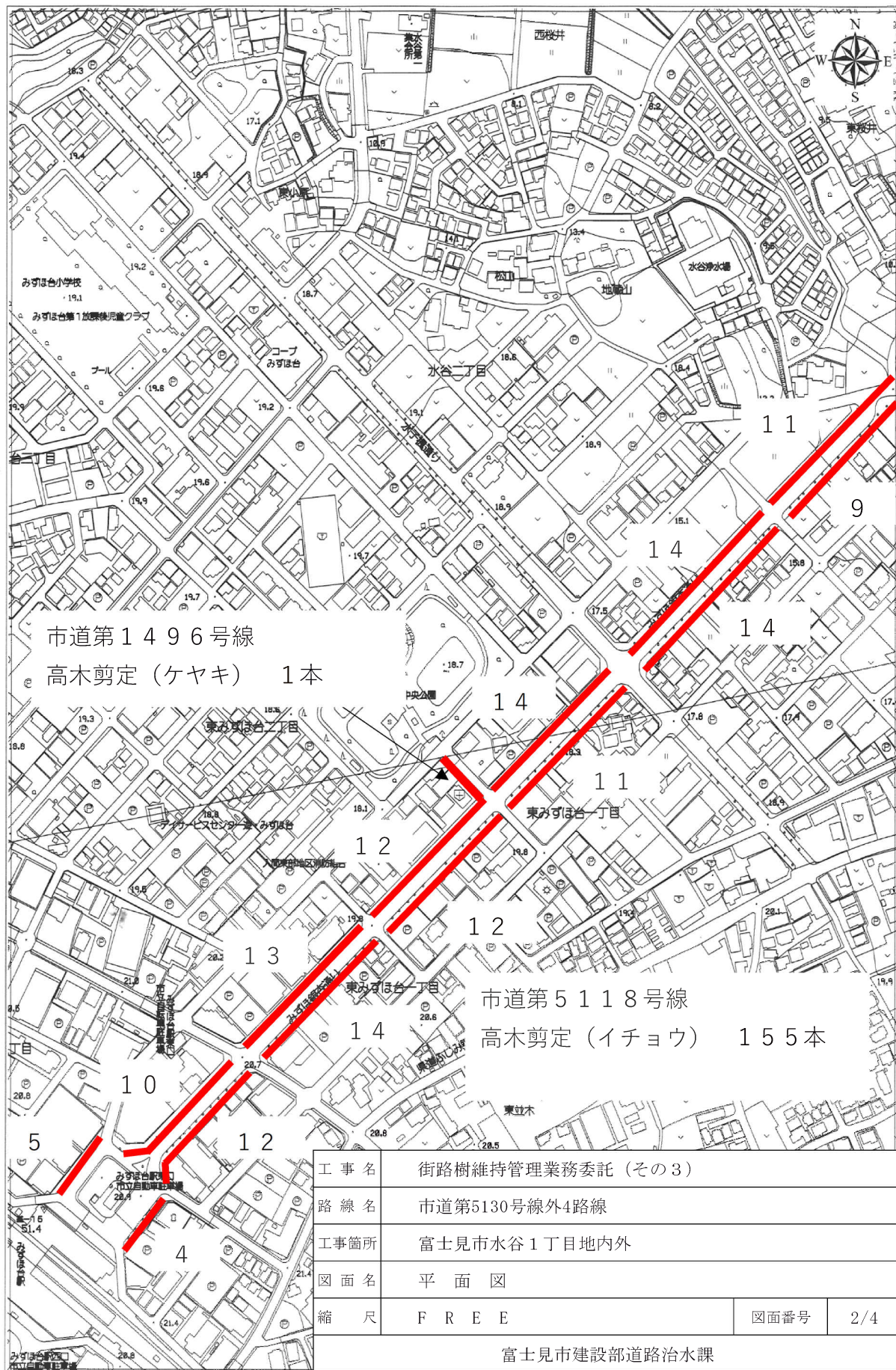
○ 高木剪定(トウカエデ) 幹周60～90cm未満	108 本
○ 高木剪定(イチョウ) 幹周60～90cm未満	155 本
○ 高木剪定(ケヤキ) 幹周90～120cm未満	14 本
○ 高木剪定(プラタナス) 幹周60～90cm未満	70 本

富士見市

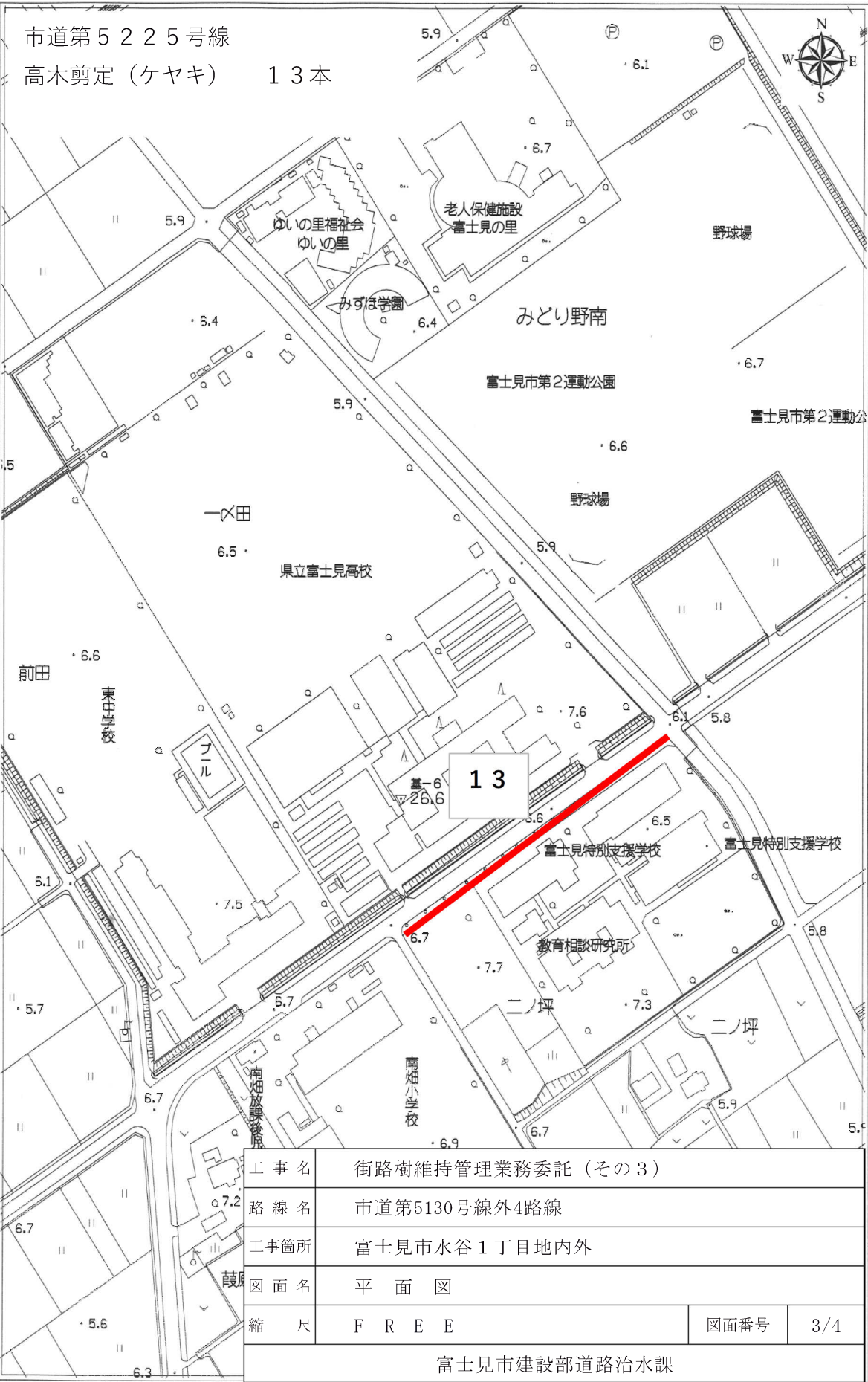


工 事 名	街路樹維持管理業務委託（その3）		
路 線 名	市道第5130号線外4路線		
工事箇所	富士見市水谷1丁目地内外		
図 面 名	平 面 図		
縮 尺	F R E E	図面番号	1/4
富士見市建設部道路治水課			

富士見市

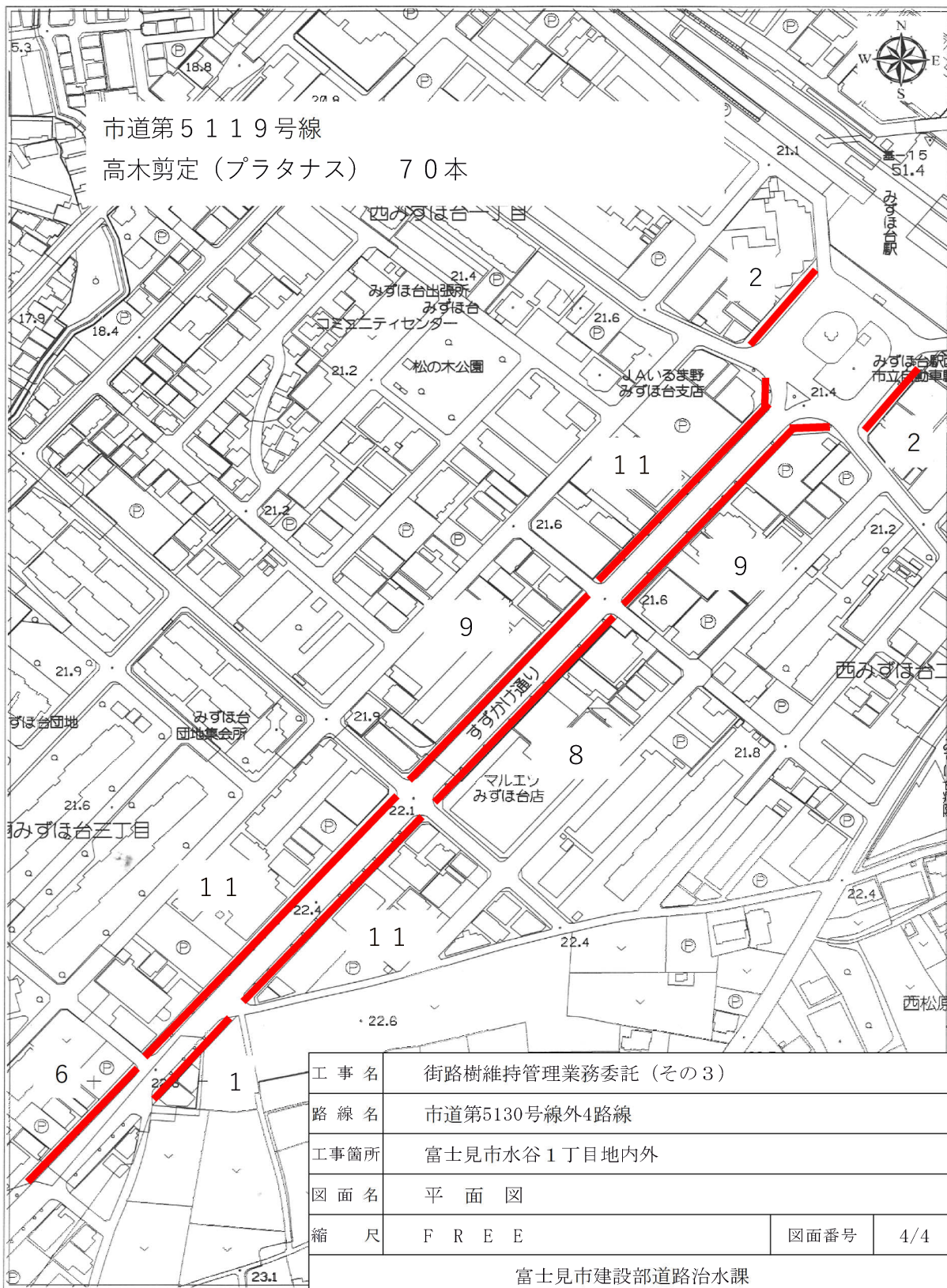


富士見市



工 事 名	街路樹維持管理業務委託（その3）		
路 線 名	市道第5130号線外4路線		
工事箇所	富士見市水谷1丁目地内外		
図 面 名	平 面 図		
縮 尺	F R E E	図面番号	3/4
富士見市建設部道路治水課			

富士見市



街路樹維持管理業務委託 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、富士見市発注の次の業務委託に適用するものとする。

委託名 街路樹維持管理業務委託（その3）

委託箇所 富士見市水谷1丁目地内外 市道第5130号線外4路線

第2条 作業時期

受注者は、原則として下記に示す時期に、本業務を行うものとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| ・高木剪定（トウカエデ） | 10月下旬から12月上旬 |
| ・高木剪定（イチョウ） | 10月下旬から12月上旬 |
| ・高木剪定（ケヤキ） | 10月下旬から12月上旬 |
| ・高木剪定（プラタナス） | 10月下旬から12月上旬 |

第3条 施工管理

- 1 受注者は、作業内容について事前に監督員と協議すること。
- 2 落葉樹については、葉が散り始める頃を目掛けて剪定を行うものとし、葉が散ってから剪定をすることのないようにすること。
- 3 施工記録写真は、施工箇所を特定できるよう施工前、施工中、施工後を撮影すること。

第4条 業務報告書の提出

受注者は、全ての剪定作業の完了後に報告書を提出すること。

第5条 安全管理の徹底

- 1 受注者は、作業中は交通誘導員を配置し、通行車両や歩行者に注意を促し、事故を未然に防ぐこと。
- 2 通行車両や歩行者へ損害を与えないよう適切に養生等を実施すること。
- 3 受注者は、作業員が不安全な行動をしたときには直ちに作業を中断し、安全指導を行い作業すること。
- 4 事故等が発生した場合は、速やかに監督員へ報告すること。
- 5 作業着手の2週間前までに業務概要及び作業範囲を明記した立て看板を適した位置に設置すること

第6条 その他

本仕様書に記載のない事項、または疑義が発生した場合は、必要に応じ、監督員と協議の上、実施すること。